

市民交流センター施設使用料の減免運用の見直しと社会教育関係団体登録制度について

■市民交流センター施設使用料の減免運用について

市民交流センター使用料の社会教育関係団体に対する減免措置は、社会教育の推進という政策誘導を目的に市長が特に必要があると認められるものとして行ってきました。

このたび、逗子市行財政改革基本方針における「受益者負担の適正化」に基づき、施設使用料の減免の基本方針が示され、政策誘導的な減免は原則として廃止することとなったため、見直しを行うものです。受益者負担の適正化とは、全ての行政サービスには基本的に受益が存在し、この行政サービスを賄うために受益者である市民は税等を負担していることを考慮し、個々人である特定の市民に対する行政サービスに関しては、その経費の一部をサービスを受ける人が負担するという考え方であり、それにより全ての市民に対しての公平性が保たれることになります。

現行：「社会教育関係団体」が社会教育を目的に会議室等を使用する場合は 5 割減額

改正案：廃止

■社会教育関係団体登録制度について

社会教育関係団体とは、社会教育法第 10 条に規定され、法人であると否とを問わず公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいいます。逗子市では、社会教育関係団体に対し、市民交流センター施設使用料の減免を行うための仕組みとして、逗子市社会教育関係団体の登録に関する要綱を整備し運用してきました。このたびの減免運用の見直しに伴い、登録制度を廃止します。

■社会教育関係団体への支援について

逗子市では、社会教育関係団体に対する支援として、情報提供や相談対応、行事への後援や協力、市民交流センター施設使用料の減免を行ってきました。このうち、市民交流センター施設使用料の減免については見直しが行われますが、今後とも団体の活動に対する情報提供や相談、後援による広報支援などを今までどおり継続して行っていきます。

■市民交流センターの指定管理者制度導入について

市民交流センターは平成 27 年度から指定管理者制度を導入し、民間との協働によるサービスの向上をめざしています。団体の活動に対する情報提供や相談等を含めたコーディネート機能を充実させ、また指定管理者主催の講座なども行っていきます。今回の減免運用の見直しによる増収分は指定管理者の収入として適切に運用していきます。